

平成 30 年度 砺波地方介護保険組合人事行政の運営等の状況

平成 30 年度における砺波地方介護保険組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。なお、一部の項目については、平成 31 年 4 月 1 日現在の状況となります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

①部門別（各年 4 月 1 日現在）

部 門	区 分	職 員 数			主な 増減理由
		平成 31 年	平成 30 年	対前年増減	
普通会計（一般行政）	民 生（老人福祉施設）	5 人	5 人	0 人	
公営企業等会計	その他（介護保険事業）	12 人	12 人	0 人	
合 計		17 人	17 人	0 人	

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、臨時職員及び非常勤職員は除く

②職種別（各年 4 月 1 日現在）

職 種	平成 31 年	平成 30 年	増 減
一般事務関係職	13 人	13 人	0 人
看護師	1 人	1 人	0 人
保健師	2 人	2 人	0 人
栄養士	1 人	1 人	0 人
合 計	17 人	17 人	0 人

③年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	28 歳 未満	28 ～ 31 歳	32 ～ 35 歳	36 ～ 39 歳	40 ～ 43 歳	44 ～ 47 歳	48 ～ 51 歳	52 ～ 55 歳	56 ～ 59 歳	60 歳 以上	合計
職員数（人）	0	0	0	1	3	1	5	2	5	0	17
構成比（%）	0	0	0	5.9	17.6	5.9	29.4	11.8	29.4	0	100

(2) 職員の任免状況

①採用の状況（平成 31 年 4 月 1 日付け採用者）

新規（プロパー職員）の採用なし

（注）プロパー職員とは、派遣・出向・契約職員ではない当組合採用の「正職員」

②退職の状況（平成 31 年 3 月末）

退職者なし

（注）構成市からの派遣職員の退職者は除く。

2 職員の人事評価の状況

平成 28 年度より実施

3 職員の給与の状況

- (1) 人件費（普通会計+公営事業会計）の状況（平成 30 年度）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
14,851,279 千円	304,814 千円	172,496 千円	1.2%

(注) 人件費は、平成 30 年度中に支給された一般職員の給与・共済費のほか議員等の特別職に支給された報酬を含む

- (2) 職員給与費（普通会計+公営事業会計）の状況（平成 30 年度）

職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17 人	70,165 千円	10,625 千円	28,721 千円	109,511 千円	6,442 千円

(注) 職員手当には、退職手当を含まない

- (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	357,715 円	413,712 円	49.9 歳

(注 1) 「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員

(注 2) 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものの平均月額

- (4) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		砺波地方介護保険組合	国
		初 任 給	初 任 給
一 般 行政職	大学卒	180,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円

- (5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任	課長補佐 副主幹 主査	主幹	事務局長 課長 施設長	—
職員数 (人)	0	0	3	6	2	2	13
構成比 (%)	0.0	0.0	23.1	46.1	15.4	15.4	100.0

(注 1) 区分は、砺波地方介護保険組合の給与条例の級区分に基づく

(注 2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

(6) 職員手当の状況（普通会計＋公営事業会計）

①期末手当・勤勉手当（平成30年度）

砺波地方介護保険組合			国		
一人当たり平均支給額：1,689千円			—		
支給割合	期末手当	勤勉手当	支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.900月分	6月期	1.225月分	0.900月分
12月期	1.375月分	0.950月分	12月期	1.375月分	0.950月分
計	2.600月分	1.850月分	計	2.600月分	1.850月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算		管理職加算	役職加算		管理職加算
5%～15%		—	5%～20%		10%～25%

②退職手当（平成31年4月1日現在）

砺波地方介護保険組合			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

③時間外勤務手当

平成30年度決算		平成29年度決算	
支給額	支給職員1人当たり年額	支給額	支給職員1人当たり年額
3,936,083円	281,149円	2,778,103円	198,436円

(注)平成30年度支給職員1人当たり年額 = $\frac{\text{平成30年度支給額 (3,936,083円)}}{\text{平成30年4月1日職員数 (14人)}}$

④その他の支給手当（平成31年4月1日現在）

区分	砺波地方介護保険組合の内容及び支給単価	支給額 (平成30年度決算)	支給職員1人 当たり平均額
扶養手当	(1)子 ①1人につき 10,000円 ②満16歳年度始めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 (2)子以外の扶養親族 1人につき 6,500円	2,142,000円	285,600円

住居手当	(1)借家等 ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃－12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 (家賃－23,000 円)÷2 + 11,000 円 ※最高限度額 27,000 円	0 円	0 円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、2,600 円～35,000 円	906,000 円	62,483 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて、35,700 円～66,400 円を支給	1,624,800 円	541,600 円
宿日直手当	宿日直業務を命じられた職員に支給 5,900 円／1 回	896,800 円	298,933 円

⑤特別職の報酬の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	支給年額	区 分	支給年額
理 事 長	40,000 円	議 長	30,000 円
副理事長	35,000 円	副議長	25,000 円
理 事	30,000 円	議 員	20,000 円
監査委員（識見）	26,000 円	監査委員（議員）	14,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

勤 務 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休 憩 時 間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

ただし、公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する職員は、上記以外の勤務時間の割振りとなることがある

(2) 主な休暇の取得状況（平成 30 年度）

区 分	休暇期間等 (1 年あたり)	取得状況	
		事務局	楽寿荘
年次有給休暇	20 日	平均 6.9 日	平均 8.4 日
夏季特別休暇	5 日以内	平均 4.3 日	平均 4.6 日
病気休暇	原則、90 日以内	取得者 0 人	取得者 1 人
介護休暇	6 月以内	取得者 0 人	取得者 0 人
子の看護休暇	5 日以内	取得者 0 人	取得者 0 人

5 職員の休業に関する状況

(1) 休業制度の取得状況（平成 30 年度）

区 分	休業期間等 (1 年あたり)	取得者数	
		事務局	楽寿荘
育児休業	子が 3 歳に達するまでの期間	0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成 30 年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
一般職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のこと

(2) 懲戒処分の状況（平成 30 年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
一般職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のこと

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況（平成 30 年度）

免除の事由	承認件数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件
その他理事長が特に必要と認める場合	0 件

(注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められている

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成 30 年度）

許可の基準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ②職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	0 件（0 人）

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上記の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができる

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職者の再就職の状況（平成30年度）

区 分	退職者数	再就職者数	構成市	構成市	民間企業	その他 団体
			特別職・再任用・嘱託	出資法人		
プロパー職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注1) プロパー職員とは、派遣・出向・契約職員ではない当組合採用の「正職員」

(注2) 退職者数は、課長級以上のみ計上

9 職員の研修の状況（平成30年度研修実績）

(1) 派遣研修

① 富山県市町村職員研修機構が主催するもの

研修名称	期 間	受講者数
市町村現任課長研修	2日間	1人

② 砺波地域都市職員研修協議会が主催するもの

研修名称	期 間	受講者数
接遇研修	1日間	2人

(2) 楽寿荘主催研修

研修名称	期 間	受講者数
「意識喪失時の対応について」	1日間	3人
「火災通報訓練」（総合防災訓練の事前研修）	1日間	5人
「感染対策の基礎と嘔吐時の対応」	1日間	4人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況（平成30年度）

① 健康管理の状況

主な項目	対象者	人 数
定期健康診断	原則、全職員	10人
人間ドック	指定年齢等の職員	7人

②福利事業の状況

- 実施主体 : 砺波地方介護保険組合職員互助会 (会員数 12名)
- 財 源 : 会員掛金のみ (給料月額×4/1000×12月)
- 事業概要 : 給付事業 (結婚祝金、弔慰金、見舞金、退会慰労金等)
研修事業 (年1回 1泊2日)

※楽寿荘職員互助会において、別途同様の福利事業を会員掛金のみで実施

(2) 共済制度の状況

- 実施主体 : 富山県市町村職員共済組合
- 財 源 : 組合員 (職員) の掛金及び地方公共団体の負担金
- 事業概要 :
 - ①短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産に対する給付
 - ②長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対する年金又は一時金の給付
 - ③福 祉 事 業・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなど

(3) 公務災害補償制度の状況 (平成 30 年度)

- 実施主体 : 地方公務員災害補償基金
- 財 源 : 地方公共団体の負担金
- 実 績

認定 (申請) 件数	調査・審査結果	
	公務災害	通勤災害
0 (0) 件	0 (0) 件	0 (0) 件

1 1 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況 (平成 30 年度)

職員は、給与等の勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができるが、措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成 30 年度)

職員は、懲戒その他のその意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができるが、不服の申し立てはありませんでした。

(3) 職員の苦情の処理の状況 (平成 30 年度)

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の人事管理全般に関する苦情を申出及び相談を公平委員会にすることができるが、苦情の処理はありませんでした。